

別紙 審査基準表

(1) 第1次審査

事務局が提出書類を基に採点する。

評価項目	評価基準	参考	評定	配点
認証・認定資格等の状況 (機密保持体制)	ISO/IEC 27001を取得している	様式4号 会社概要	20	40
	ISO/IEC 27017を取得している		20	
契約実績について (過去5年間)	契約実績が10件以上ある・・・30点	様式5号 業務実績調書	3~30	30
	契約実績が 9件ある・・・27点			
	契約実績が 8件ある・・・24点			
	契約実績が 7件ある・・・21点			
	契約実績が 6件ある・・・18点			
	契約実績が 5件ある・・・15点			
	契約実績が 4件ある・・・12点			
	契約実績が 3件ある・・・ 9点			
	契約実績が 2件ある・・・ 6点			
	契約実績が 1件ある・・・ 3点			
運用実績について (過去5年間)	運用実績が100施設以上・・・30点	様式5号 業務実績調書	0~30	30
	運用実績が 90施設以上100施設未満・・・27点			
	運用実績が 80施設以上 90施設未満・・・24点			
	運用実績が 70施設以上 80施設未満・・・21点			
	運用実績が 60施設以上 70施設未満・・・18点			
	運用実績が 50施設以上 60施設未満・・・15点			
	運用実績が 40施設以上 50施設未満・・・12点			
	運用実績が 30施設以上 40施設未満・・・ 9点			
	運用実績が 20施設以上 30施設未満・・・ 6点			
	運用実績が 10施設以上 20施設未満・・・ 3点			
運用実績が 10施設未満・・・ 0点				
第1次審査配点合計				100

※各認証・認定資格等について、取得していない場合又は取得を確認できる書類の提出がない場合は、当該項目を0点とする。

※契約実績とは、令和3年度から令和7年度までの間に履行期間又はサービス提供期間が1日以上含まれる、保育所を運営する地方公共団体との契約実績をいう。

対象となる契約は、次の3つの機能を全て備えた保育所ICTシステムの導入及び運用・保守に関する契約とする。
 なお、契約締結日が令和3年度以前であっても、当該期間内に履行又はサービス提供の実績がある場合は対象とする。
 また、同一自治体における契約の更新については、重複してカウントしない。

①保育に関する計画・記録に関する機能 ②園児の登園及び降園の管理に関する機能 ③保護者との連絡に関する機能

※運用実績とは、上記の契約実績に基づき、保育所ICTシステムを実際に導入し、運用した保育所等の施設数をいう。
 なお、1つの自治体との契約により複数の公立保育所等で運用している場合は、運用した施設数に応じてカウントする。
 例えば、1自治体との契約により公立保育所6施設で運用している場合は、契約実績は1件、運用実績は6施設としてカウントする。

※契約実績として点数評価する業務は最大10件までとし、11件目以降の業務実績は契約実績の件数評価には含めない。ただし、運用施設数の確認に必要な場合は、11件目以降の業務実績も運用実績の確認対象とする。